

議案第72号

守谷市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

守谷市水道事業給水条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年12月5日 提 出

守 谷 市 長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
72号	1

守谷市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(守谷市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 守谷市水道事業給水条例（平成10年守谷町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条の表中「500円」を「514円」に、「125円」を「128円」に、「175円」を「180円」に、「220円」を「226円」に、「240円」を「247円」に、「294円」を「302円」に改める。

(守谷市公共下水道条例の一部改正)

第2条 守谷市公共下水道条例（昭和55年守谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「500円」を「514円」に、「50円」を「51円」に、「115円」を「118円」に、「145円」を「149円」に、「155円」を「159円」に、「165円」を「169円」に、「168円」を「172円」に改める。

(守谷市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正)

第3条 守谷市農業集落排水処理施設使用料条例（平成12年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「514円」に、「50円」を「51円」に、「115円」を「118円」に、「145円」を「149円」に、「155円」を「159円」に、「165円」を「169円」に、「168円」を「172円」に改める。

(守谷市水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第4条 守谷市水道事業分担金徴収条例（昭和56年守谷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「210,000」を「216,000」に、「472,500」を「486,000」に、「630,000」を「648,000」に、「1,155,000」を「1,188,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の守谷市水道事業給水条例、守谷市公共下水道条例及び守谷市農業集落排水処理施設使用料条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道、公共下水道及び農業集落排水処理施設（以下「水道等」という。）の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金又は使用料（以下「料金等」という。）の支払を受ける権利が確定するものに係る料金等（施行日以後初めて料金等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金等を前回確定日（その直前

の料金等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。) から施行日以後初めて料金等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提案理由（議案第72号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び水道事業分担金について、税率引上げ相当分の改定を行うため、守谷市水道事業給水条例、守谷市公共下水道条例、守谷市農業集落排水処理施設使用料条例及び守谷市水道事業分担金徴収条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市水道事業給水条例新旧対照表

改正					現行						
(料金) 第23条 料金は、次の表に掲げる基本料金と従量料金との合計額とする。					(料金) 第23条 料金は、次の表に掲げる基本料金と従量料金との合計額とする。						
用途	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)				用途	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)			
		1~10 m ³	11~20 m ³	21~30 m ³	31 m ³ 以上			1~10 m ³	11~20 m ³	21~30 m ³	31 m ³ 以上
一般用	514 円	128 円	180 円	226 円	247 円	一般用	500 円	125 円	175 円	220 円	240 円
臨時用		302 円				臨時用		294 円			

守谷市公共下水道条例新旧対照表

改正							現行						
別表第1 (第13条関係)							別表第1 (第13条関係)						
種別	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)					種別	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)				
		1~10 m ³	11~20 m ³	21~30 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上			1~10 m ³	11~20 m ³	21~30 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上
一般汚水	514 円	51 円	118 円	149 円	159 円	169 円	一般汚水	500 円	50 円	115 円	145 円	155 円	165 円
一時使用汚水		172 円					一時使用汚水		168 円				

守谷市農業集落排水処理施設使用料条例新旧対照表

改正							現行						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
種別	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)					種別	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)				
		1～10 m ³	11～20 m ³	21～50 m ³	51～100 m ³	101 m ³ 以上			1～10 m ³	11～20 m ³	21～50 m ³	51～100 m ³	101 m ³ 以上
一般汚水	514 円	51 円	118 円	149 円	159 円	169 円	一般汚水	500 円	50 円	115 円	145 円	155 円	165 円
一時使用汚水		172 円					一時使用汚水		168 円				

守谷市水道事業分担金徴収条例新旧対照表

改正						現行						
(分担金の額)						(分担金の額)						
第4条 1戸当たりの分担金は、次の表のとおりとする。表にないものは、別途協議とする。ただし、事務所、事業所等は1戸とみなす。						第4条 1戸当たりの分担金は、次の表のとおりとする。表にないものは、別途協議とする。ただし、事務所、事業所等は1戸とみなす。						
メーターの口径	1 3 mm	2 0 mm	2 5 mm	3 0 mm	4 0 mm	メーターの口径	1 3 mm	2 0 mm	2 5 mm	3 0 mm	4 0 mm	
分担金	円		円		円		円		円		円	
	216,000		486,000		648,000		210,000		472,500		630,000	
					1,188,000						1,155,000	